



Vol. 327

Network Ashiya

発行日 平成30年11月20日
発行者 芦屋町商工会
Tel 093-222-2111
Fax 093-222-1201
E-Mail:ashiya@shokokai.ne.jp
http://www.ashiashoko.com

商工会「特産品等開発プロジェクト」 長野県松本市への出店報告について

本会「特産品等開発プロジェクト」では、去る11/3(土)に長野県松本市で開催された「伊勢町せせらぎ市」で、町の特産品である水産加工品(鯖味噌漬け、鯖みりん、鯖フレーク、いわし甘露煮、「琥珀の空」)の販売を行いました。また、翌日の11/4(日)には、同じく松本市内にある道の駅「今井恵みの里」で、上記商品の販売を併せて実施いたしました。

本会プロジェクトによる松本市への出店は、今年度で4年目を迎え、「山の町 松本」に「海の町 芦屋」の産品をお届けすることをコンセプトに、参画事業者が中心となって開発した商品の販路開拓に向けた取組みとして実施しているものです。今後も本プロジェクトでは、町の地域資源を活用した新商品開発や特産品の販路開拓に向けた支援を積極的に実施して参りたいと考えています。



町の特産品「鯖」を活用した水産加工品



2019年新春会員親睦名刺交換会 開催のお知らせ

年始恒例の新春名刺交換会の開催が下記の通り決定いたしましたので、お知らせいたします。なお、詳細につきましては、後日案内文書を送付させていただきますので、ご確認ください。

- 開催日時：平成31年 **1月18日(金) 18時30分～**
- 開催場所：マリンテラスあしや(芦屋町山鹿1560)



にここ商品券の使用期限・換金期限にご注意ください！！

この商品券発行事業は、県・町の補助金事業です。関係機関への報告等の事情により、**期限後は換金できません**のでご注意ください。

使用有効期限：平成30年12月31日(月)

換金期限：平成31年1月15日(火)



～新規会員事業所のご紹介～

去る10月23日(火)に開催された理事会で承認された新規会員の方をご紹介します。(※敬称略)

企業名・代表者	所在地	業種
LS設備工業 岩本 将伍	北九州市八幡西区上香月 3-12-11	設備工事業
(株)リンクホーム 末次 弘幸	芦屋町正門町7-11	不動産仲介業
オフィス本田 本田 浩	芦屋町正門町7-11-2F	FP事務所

「あしや砂像展2018」開幕

10/19(金)～11/4(日)の期間に芦屋海浜公園レジャープールアクアシアン内特設会場で開催された「あしや砂像展2018」が閉幕しました。今年度のテーマは「明治維新」で、海外彫刻家も含むプロの彫刻家により、黒船来航や江戸無血開城など歴史的瞬間を砂像で表現。多くの来場者を魅了していました。また、最終日の11月4日(日)には、隣接する海浜公園駐車場で、第9回目となる「祭りあしや」も開催され、大盛況のうちに終了しました。



農業祭が開催されます！

本年度で53回目の開催となる遠賀・中間地区の「農業祭」が下記の日時で開催されます。今年度も、ボートレース芦屋で開催されます。当日は、地元の農水産物を始め、遠賀・中間地区の特産品や飲食ブースの出店など盛りだくさんです。ぜひご来場ください。

- とき：平成30年 **12月2日(日)**
9:30～15:00
- ところ：ボートレース芦屋



年末年始休館のお知らせ

商工会は、**平成30年12月29日(土)～平成31年1月3日(木)**まで休館いたします。年内最後の商品券の換金日は12月28日(金)の10時～16時迄です。

また、年明けは1月4日(金)10時より換金事務を開始いたしますので、お急ぎの方は、お早目に換金をお済ませください。ご理解、ご協力をお願いいたします。



町内の中小企業の設備投資を支援します！



芦屋町では、中小企業の設備投資を後押しするため、生産性向上特別措置法に基づき、「導入促進基本計画」を策定しました。これにより、町内の中小企業・小規模事業者等が、生産性向上のための設備を導入する計画（先端設備等導入計画）を策定し、町の認定を受けると、設備投資（償却資産）に係る固定資産税が3年間ゼロに減免される等の支援を受けることができますので、この機会に積極的な設備投資をご検討ください！

★先端設備等導入計画のメリット★

- 1) 新規取得した設備の固定資産税が3年間ゼロに軽減されます。
- 2) 国の各種補助金における優先採択や、ものづくり補助金の補助率がアップします。
- 3) 資金調達に係る信用保証協会の信用保証枠が拡大されます。



お問い合わせ

芦屋町産業観光課商工観光係
☎093-223-3542



＼ご存じですか？／ 「障害者差別解消法」

この法律は、障がいのある人への差別をなくすことで、障がいのある人もない人も共に生きる社会をつくることをめざしています。

ひとり一人が障がいへの理解を深め、障がい者差別のないまちをつくりましょう。

【不当な差別的取扱いの禁止】

全ての事業者等において、障がいを理由として、正当な理由なく、サービスの提供を拒否したり、制限をつけたり、条件をつけたりするような行為が禁止されています。

【求められる合理的配慮の提供】

「合理的配慮」とは、障がいのある人から店舗の利用などで配慮をしてほしいと伝えられた場合に、負担が重過ぎない範囲で対応することです。車いす利用者や白杖を持っている人などが困っているときは、声をかけてください。

より理解を深めるため、内閣府HP（障がいを理由とする差別の解消の推進）や福岡県HP（障がいのある人への合理的配慮ガイドブック）をご参照ください。



高齢者求人企業の募集について

●求人企業募集

- 経験豊かなベテランの応援、指導者が欲しいとき。
- 突発的な仕事が生じたとき。
- 社員の突然の退職、または病気などにより長期欠勤があったとき。
- 経営のノウハウ、経営の方針を見直すとき。
- 経理等の指導を必要とするとき。
- 職場に管理職経験者が必要なとき。
- そんな企業の悩みを当センターが解決します。

当センターには幅広い分野で即戦力となる高齢者が登録（派遣及び職業紹介）されています。職種経験・人生経験豊富で、総合的判断力に優れている高齢者を是非ご活用ください。

☆お問合せ・申込み先

はつ・らつ・コミュニティ
公益社団法人 福岡県高齢者能力活用センター
北九州高齢者能力活用センター
☎：093-881-6699
FAX：093-882-6705
(北九州高齢者能力活用協議会)



「消費税軽減税率制度」 説明会開催のお知らせ

平成31年10月1日より消費税及び地方消費税の税率が8%から10%に引き上げられるのと同時に消費税の軽減税率制度が実施されます。これに伴い、当会では専担税理士による「消費税軽減税率制度」説明会を下記日時にて開催いたします。参加料は無料です。軽減税率制度はすべての事業者の方に関係がありますので、ぜひご参加ください。

- 日時：**11月27日（火） 14時～16時**
- 場所：芦屋町商工会 2階大会議室
- 内容：消費税の軽減税率制度の概要、軽減税率対策補助金、消費税インボイス制度の概要
- 講師：芦屋町商工会専担税理士 澤田 一弘先生

税理士による無料相談会開催のお知らせ

税に関する相談を下記の日時でお受けいたします。相談は無料です。お申込みは事前に商工会（☎222-2111 担当：高山、上田）までお電話でお申込みください。

- ◇日時：**12月5日（水）、14日（金）、25日（火）**
1月7日（月）、15日（火）、25日（金）
※時間はいずれも10時～16時です

◇講師：芦屋町商工会専担税理士 澤田 一弘先生



若松税務署
からの
お知らせ

配偶者控除・配偶者特別控除を受けられる方へ

平成30年分の確定申告から配偶者控除・配偶者特別控除の要件が見直されましたので、計算誤りにご注意ください！

【配偶者控除】

申告される方の合計所得に応じ、控除額が変動します。

【配偶者特別控除】

- ・申告される方の合計所得に応じ、控除額が変動します。
- ・配偶者の合計所得金額の上限が123万円以下まで引き上げられました（改正前76万円未満）。

